

防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた
社会資本整備のさらなる推進を求める意見書

広川町においては、近年の台風や集中豪雨などにより町内全域で被害を受けるなど、災害対策の重要性がこれまで以上に求められています。現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削や法面对策は目に見えて進捗していますが、未対策箇所は未だ多く残っている状況です。

また、既存インフラ施設が次第に老朽化する中、予防保全の観点から対策を進めつつ、社会インフラの強靱化も引き続き進める必要があります。現行の緊急対策事業は令和2年度で終了を予定していますが、令和3年度以降も継続的に対策を進めることで、国土の強靱化を達成することが可能となります。

また、新型コロナウイルス感染症により、広川町においても商工業などの経済活動が、広範囲にわたって多大な影響を受けています。そのような中、地域経済を支える基幹産業のひとつである建設業については、他産業と比較して影響が少ないことから、公共事業への投資をさらに追加することにより、地域経済回復の支えとなることが期待できます。

以上のことから、国においては、下記の事項に特段の措置を講じていただきたく要望いたします。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、予防保全への転換に向けた老朽化対策等を含む5か年計画の策定及び必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月10日

和歌山県広川町議会
議長 奥 忠 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、
国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）